

保税蔵置場の許可について

標記のことについて、関税法第42条第3項の規定により、下記のとおり公告します。

記

1. 被許可者の住所及び名称

東京都板橋区板橋一丁目48番12号GCTビル3F

株式会社裕宝商事 (法人番号: 9013301028147)

2. 保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署）

株式会社裕宝商事 富里 保税蔵置場

千葉県富里市十倉字二十榎二十三榎二十四榎
118番地33

(千葉税関支署管轄)

3. 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

鉄骨造スレート葺2階建

1棟 476平方メートル

4. 蔵置する貨物の種類

輸出入一般貨物

5. 許可の期間

自 令和 7年 7月 1日

至 令和 13年 6月 30日

令和7年6月17日

横浜税関長 山崎 翼